

別紙 利用料

1. 利用料は、原則として一日 4,000円です。

注 一時介護助成券が利用できます。(八千代市を除く)
(利用についての詳細はご相談下さい)

2. 但し以下の「個別契約」をしている方は、それぞれの契約に基づきます。

- ・児童福祉法による放課後等デイサービス
- ・障害者総合支援法による居宅介護サービス(行動援護、同行援護、重度訪問含む)
- ・障害者総合支援法地域生活支援事業による日中一時支援事業(放課後型預り型とも)、移動支援事業

なお個別契約の規定(日・時間等)の範囲を超えた利用部分については、以下の利用料が加算されます。

注1. (*)の場合、一時介護助成券が利用できます。(八千代市は除く)

従って実質は、下記利用料が各市助成額分減額となります。

一時介護助成に関しては各市に在住の方はそれぞれの

市の助成制度を考慮した料金となります。(八千代市は廃止になったので利用できません)

各市窓口で相談してください

(1) 児童福祉法による放課後等デイサービス利用の場合

- ・一日の契約時間を超えた部分の利用料

最初の1時間 1,000円(*)

以下30分毎に 500円

- ・契約対象以外の日の利用料

1日について 4,000円(*)

(2) (1)以外の場合

1日について 4,000円(*)

(3) 家族が利用する場合

1日について 1000円

(4) その他、実費相当分の利用料

- ・給食材料費 400円/食

但し弁当のときは 600円/食、外食のときは実費を頂きます。

- ・おやつ材料費 100円/食

- ・カリキュラムによっては、入場料・交通費等、別途負担して頂くことがあります。

- ・送迎については、特別活動中は原則として実施しません。

特別の理由がある場合は早めにご相談して下さい。